

## 社会福祉法人なごみ福祉会せせらぎ事業部職員安全衛生管理規程

(趣旨)

**第1条** この規程は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）に基づき、職場における職員の安全の確保及び健康の保持に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「職員」とは、せせらぎ事業部に常時勤務する職員及び非常勤職員をいう。
- (2) 「事業所」とは、せせらぎ事業部の所管に属する事業所をいう。

(事業部長の責務及び責務の委任)

**第3条** 事業部長は、常に職員の安全の確保及び健康の保持増進並びに職場環境の整備に努めなければならない。

- 2 事業部長はせせらぎ事業部の安全衛生管理において事業部長の責務を副部長・多摩川あゆ工房施設長（以下「施設長」という）に委任することができる。

(職員の責務)

**第4条** 職員は、積極的に健康の保持増進に努めるとともに、施設長その他関係者がこの規程に基づいて講ずる安全の確保及び健康の保持増進のための措置に従わなければならない。

(衛生推進者)

**第5条** 法第12条の2の規定の適用を受ける事業所に衛生推進者を置く。

- 2 衛生推進者は、施設長が職員の中から1人選任する。
- 3 衛生推進者は、施設長の指揮監督を受け、法第10条第1項各号に掲げる業務並びに衛生に係る業務を担当する。

(衛生委員会に準ずる組織等)

**第6条** 法第18条第1項の適用を受ける事業場に、主に衛生に関する事項について職員の意見を聴くための機会を設けるため、同項の規程に基づく衛生委員会に準ずる組織（以下「委員会」という。）を設置することができる。

- 2 委員会は、次に掲げる事項を調査審議し、事業部長及び施設長に意見を述べることができる。

- (1) 職員の健康障害及び危険を防止するための基本となるべき対策に関すること。
- (2) 職員の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること。
- (3) 公務災害の原因及び再発防止対策で、衛生及び安全に係るものに関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、職員の健康障害の防止及び健康の保持増進に関する重要事項
- (5) 委員会の開催は年3回とし、必要な場合は臨時に開催することができるものとする。

3 委員会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者をもって構成することができる。

- (1) 施設長
- (2) 管理責任者
- (3) 衛生推進者
- (4) 衛生に関し、経験を有する職員の中から施設長が指名した者

4 委員の定数は、5人以内とする。

5 委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任することができる。

（健康診断の種類）

**第7条** 職員に対して行う健康診断の種類は、次のとおりとし、その実施に関して必要な事項は、せせらぎ事業部が別に定める。

- (1) 定期健康診断
- (2) 臨時健康診断
- (3) その他健康管理上必要と認める健康診断

2 定期健康診断は、施設長が毎年指定する期日に実施する。

3 施設長は、健康診断の実施に当たっては、必要に応じ、衛生推進者と協議しなければならない。

（健康診断の通知等）

**第8条** 施設長は、健康診断を実施するときは、職員にその旨を通知するとともに、職員が定められた期日又は期間内に受診できるよう配慮しなければならない。

（受診の義務）

**第9条** 職員は、定められた期日又は期間内に健康診断を受けなければならない。

（健康診断未受診者の取扱い）

**第10条** やむを得ない事由により定められた期日又は期間内に健康診断を受けることができなかった職員は、その事由が消滅した後、速やかに当該健康診断に相当する医療機関の健康診断を受け、その結果を書面により施設長に報告しなければならない。

（健康診断の免除）

**第11条** 前2条の規程にかかわらず、次の職員については、健康診断の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 長期にわたって療養中の職員
- (2) 長期にわたって研修中の職員
- (3) 産前産後休暇中の職員
- (4) 前3号に掲げるもののほか、施設長が認める職員

（健康診断結果の報告）

**第12条** 施設長は、医療機関から判定結果の通知を受けたときは、職員に対し、速やかに健康診断結果を通知しなければならない。

(事後措置)

**第 13 条** 施設長は、判定結果の通知により、指示を行う必要があると認める職員に対し、適切な事後措置を講じなければならない。

(職員健康診断票の作成等)

**第 14 条** 施設長は、判定結果等の通知に基づき、健康診断結果を職員健康診断票に記録しておかなければならない。

2 施設長は、職員健康診断票を 5 年間保存しなければならない。

3 施設長は、職員が異動したときは、当該職員の職員健康診断票を異動先の所属長に送付しなければならない。

(秘密の保持)

**第 15 条** 職員の健康管理業務に従事する者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(その他)

**第 16 条** この規程に定めるもののほか、必要な事項は、せせらぎ事業部が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和 3 年 1 1 月 1 日から施行する。